

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 事業継続支援金について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動の縮小の影響で経営が悪化した市内事業者を対象に、市独自に事業継続に必要な経費を支援します。

給付対象者

次のすべてに該当する人

- ① 5月1日現在、中小企業者で市内に本社または本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業主、農業・漁業を主業として営む人
- ② 5月1日現在、3カ月以上事業を行っており、引き続き事業を継続する意思がある人
- ③ 令和元年12月末時点までに納期限が到来している市税について、滞納がない人

申請期限 7月31日（金）まで

申請要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当していること。

- ① 令和元年5月1日以前に事業を開始した人

【中小企業者】

令和2年3月から5月までの任意の1カ月の事業に係る売上金額が、前年同月の売上金額と比較し20%以上減少している

【農業・漁業を主業として営む人】

令和2年3月から5月までの任意の1カ月と、その月の前後1カ月を含む連続した3カ月の月の平均売上金額が、前年同期間の月の平均売上金額と比較して20%以上減少している

- ② 令和元年5月2日から令和2年2月1日までに事業を開始した人

令和2年3月から5月までの任意の1カ月の売上金額が、開業月（月の途中で開業した場合は翌月）から令和2年5月までのうち任意の連続した3カ月の月の平均売上金額と比較して20%以上減少している

給付額

（申請要件に基づいた）

売上減少額×3

※法人は

上限

30万円

※個人は

上限

15万円

提出方法

申請書に記入し、必要書類を添付し、**郵送で提出してください**（コロナウイルス感染症拡大防止のため）
※申請書は産業政策課、農林水産課（有明庁舎内）、島原商工会議所、有明町商工会に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます

提出に必要なもの

	売上に関するもの	営業していることがわかる書類	その他
法人	確定申告書（控） 月別売上帳 決算書など	履歴事項全部証明書の写し （5月1日以降に取得したもの） および確定申告書（控）	印鑑、振込先の通帳表紙を開いた1枚目（上下）の写し
個人事業主	確定申告書（控） 月別売上帳 決算書など	営業許可証、開業届、確定申告書（控）など	印鑑、振込先の通帳表紙を開いた1枚目（上下）の写し、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認書類
農業・漁業	確定申告書（控）や市・県民 税申告書（写）販売代金明細 書、出荷伝票など	—	印鑑、振込先の通帳表紙を開いた1枚目（上下）の写し、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認書類

申請・問い合わせ先

〒855-8555 島原市上の町537番地 島原市 産業政策課 産業企画商工班（☎内線571・572）